

第5章 住民参加と協働による健全な行政運営のまち

1 町民との協働

現 況

- ・町民参加の開かれた行政と協働によるまちづくりを目指して、情報公開をはじめ地域懇談会の開催等、各種町民参加の機会を提供しています。
- ・アダプトプログラム制度の導入により町民と行政が協働で公園の美化活動を実施しています。
- ・協働によるまちづくりの実践としては、各種団体や自治会単位での町道の草刈り、町有林の枝打ちや下刈り、フラワーガーデン事業など毎年継続して実施されています。
- ・各種委員の公募制を導入しました。

課 題

- ・地方分権が進展する一方で、住民ニーズが多様化、高度化し、変化し続ける中で、これらに対応したきめ細かなサービスの提供が、限りある財源で行政がすべて担うことが困難な状況となってきています。
- ・行政のみの力では、解決できない事項が多くなり、地域住民の主体的な取り組みが必要な状況であります。
- ・住民が行政運営に積極的に参画するまちづくりに向けて、住民意識の高揚と人材育成に努めなければなりません。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
住民が参画しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助・公助によるまちづくりに取り組み、住民が参加しやすい体制づくりの推進 自助～自分できることは自分です 共助～地域や団体、近隣住民の力を結集して助け合う 公助～自助、共助でできない町全体に関わることを行政が行う ・住民の参加意識を醸成するため広報紙、ホームページ、防災行政無線等で情報提供の推進
自治会及び住民団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織と連携して、地域に密着した協働によるまちづくり活動の展開 ・コミュニティ活動の基本集団である自治会の活動支援 ・まちづくり活動を行う住民団体の諸活動支援
協働によるまちづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民との協働の課題や推進等を検討し、より効果的な協働に取り組む ・各種委員の公募制の積極的な導入 ・アダプトプログラム制度の導入等による町民との協働によるまちづくりの推進

* アダプトプログラム ... 町民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」です。アダプト(ADOPT)とは英語で「を養子にする」の意味。
 一定区画の公共の場所を養子にみたく、町民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援します。

2 行政運営

現 況

- ・地方分権の進展や多様化する住民ニーズに迅速、的確、柔軟に対応するため、職員の意識改革と能力の向上が求められています。
- ・自主・自立的な町政運営を展開するため、情報公開の一層の充実、組織機構のスリム合理化、定員管理の適正化、民間活力の導入等を積極的に推進しています。
- ・行政と町民の情報の共有化を図り、町民の参加・協働による町政運営を更に推進しなければなりません。
- ・少子高齢化の進展により町民ニーズは、社会保障の充実など多様化する状況にあります。
- ・行政機構は、町長部局が 10 部局あり、このほか教育委員会及び議会・農業委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員の各事務局があり、職員数は平成 19 年 4 月 1 日現在 139 名（定員管理調査）となっています。

課 題

- ・社会情勢の変化に呼応する事務事業の見直しが必要となってきています。
- ・行政需要の動向に対応しつつも、標準財政規模に適合する職員定数を検討する必要にあります。
- ・職員の意識改革と能力向上を目指し、職員の力を最大限に発揮できる組織づくりが必要です。
- ・新たな行政課題や多様な町民ニーズに対応した組織・機構の確立が必要です。
- ・自己責任のうえで自己決定できる町政運営に資するための総合的な内政改革が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
町民主体の開かれた行政システムの確立	<ul style="list-style-type: none">・住民からの意見をより広く反映させるため*パブリックコメントの実施を推進・情報公開及び情報の共有化を進め、行政の公平性、透明性強化
スリムで効率的な行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none">・定員管理及び給与の適正化推進・時代に相応した組織・機構の改革・行政課題に即応し町民ニーズに対応できる効果的事務執行の実施・公共施設の合理的配置と既存施設の有効利用の促進
人材育成と職員の意識改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・広範な業務に対応した職員研修機会の拡充

*パブリックコメント ... 町が基本的な政策（条例や計画）などを策定する場合、原案を公表し、町民の意見を求め、それを考慮して政策などを決めていく制度。

3 財政運営

現 況

- ・地方分権時代の本格的な地方自治の流れの中で、各分野において事務事業の合理化、効率化が求められており、本町においては、「利尻富士町行財政集中改革プラン」を策定し行財政運営の健全化を進めています。
- ・国では、構造改革の推進に伴う三位一体の改革を推し進め、地方交付税の削減などさらに厳しい財政運営が予測されています。
- ・財政指標では、経常収支比率が年々上昇しており（H18 84.5%）、また、*実質公債費比率（H18 18.3%）が 18%をこえているため、公債費負担適正化計画を策定し実質公債費比率の抑制を図っています。
- ・高齢化による扶助費等の義務的経費の増加や、各施設の老朽化による維持補修費に多額の費用が必要になっています。

課 題

- ・実質公債費比率の抑制のため、全会計及び一部事務組合においても起債の抑制を図らなければなりません。
- ・普通交付税等の減少にともない経常収支比率が年々悪化しているため、一層の経常経費の節減を図る必要があります。
- ・各種施設の老朽化が著しく、維持補修費に多額の費用が必要となってきたため、今後の更新等の検討が必要です。
- ・OA化による維持費が増加傾向にあるため、機器導入の適正な管理体制の確立の検討が必要です。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
計画的・効率的な財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営の中長期計画の策定 ・公債費負担適正化計画に基づく町債の計画的な借入 ・*バランスシートの作成による財政分析 ・予算、決算、*健全化判断比率等の財政情報の公表
経常経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政集中改革プラン等による経常経費の徹底した節減合理化の実施
収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・税及び各種使用料の収納率向上と滞納整理の強化 ・新税等の導入検討

*実質公債費比率 ... 成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

*バランスシート ... 貸借対照表のことであり、基準日現在に資金がどのように集められ、どのように使われているかを示す対照表です。

*健全化判断比率 ... 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標をいう。地方公共団体の財政破綻を未然に防止する財政健全化法に基づき財政悪化の判断基準をまとめたもの。

4 広域行政

現 況

- ・昭和 46 年、宗谷広域圏の総合的な計画の策定や地域の振興整備に関する連絡調整を目的に、管内の 1 市 8 町 1 村（現在は枝幸町と旧歌登町の合併により 1 市 7 町 1 村）で構成された「宗谷広域圏振興協議会」が設立。
- ・昭和 47 年、利尻富士町と利尻町の 2 町によるゴミやし尿に関する共同処理を目的に「利尻郡清掃施設組合」を設立。
- ・昭和 48 年、利尻富士町と利尻町の 2 町による学校給食に関する事務の共同処理を目的に「利尻郡学校給食組合」を設立。
- ・昭和 48 年、利尻富士町・利尻町・礼文町の 3 町による消防に関する事務の共同処理を目的として「利尻礼文消防事務組合」が設立。
- ・昭和 59 年、利尻富士町と利尻町の 2 町による利尻島国保中央病院の設置及び管理に関する事務の共同処理を目的に「利尻島国民健康保険病院組合」を設立。
- ・平成 12 年、利尻富士町・利尻町・礼文町の 3 町による介護保険事業に係る認定調査と認定審査に関する事務の共同処理を目的として「利礼地区介護認定審査会」を設立。

課 題

- ・広域連携については、平成 18 年度に宗谷町村会（8 町村）で幹事会による協議を行ったが、連携できる事務事業は見つかっていません。また、宗谷圏自治のすがた研究会（宗谷管内 9 市町村・留萌北部 2 町）では、平成 18 年から広域連携可能な事務事業を研究しており、一部の業務を専門部会において事務処理の統一化、共同処理等を協議しているところです。
- ・現在、北海道では平成 18 年 7 月に「北海道市町村合併推進構想」を策定し、その構想の中で利尻富士町は利尻町と礼文町の 3 町での組み合わせとなっていますが、それぞれの地域における自主的な合併という法の趣旨を踏まえた対応としています。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none">・消防・清掃・学校給食・病院など一部事務組合での事務事業の推進と経営強化・広域市町村圏構成市町村との連携強化・各種事務事業の共同処理に向けた検討
市町村合併の検討・協議	<ul style="list-style-type: none">・今後の自治体のあり方の選択肢のひとつとして、市町村合併の検討・協議

5 地方分権への対応

現 況

- ・平成 12 年に地方分権一括法が施行され、*機関委任事務制度の廃止や国から自治体への関与の見直しによる地方自治法など 475 本の法律を一括して改正しました。平成 15 年には地方への税源移譲を目指す三位一体改革が行われ、さらに平成 18 年 12 月には*道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（道州制特区推進法）や、地方分権改革推進法が成立するなど、近年の地方分権の動きは急速な高まりを見せており、現在国では第 2 次分権改革に向けた動きも進められています。

課 題

- ・住民や地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する地域主権型社会を目指すために、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを提供する役割を担うための市町村である基礎自治体のあり方が問われています。
- ・国から道へ、道から市町村への事務・権限の移譲を進めているなかで、本町では移譲を受けるための専門的知識を持つ専任職員の配置や人力的な職員の体制が整っていないため、移譲されない事務・権限が数多くあります。

主要な施策

主要な施策	施策の内容
道州制の検討	・分権型社会構築のモデルとされる道州制や、道と市町村における権限移譲のあり方の調査・研究

* 機関委任事務制度 ... 国が地方自治体を下部組織とみなし、国の事務を一方的に代行させた制度。都道府県では旅券の発行など仕事の 8 割、市町村では戸籍など 4 割を占めた。地方分権一括法で廃止され、廃止後は「自治事務」と「法定受託事務」に振り分けられた。

* 道州制 ... 現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度。